



【2011年3月例会報告】

3月7日(月)

「スウェーデンの制裁制度について」

坂田 仁(犯罪学及びスウェーデン法研究者・本会会員)

一、スウェーデンの犯罪に対する刑を含む制裁にはどのようなものがあるか。

スウェーデンの犯罪と刑罰に関する法律では、法定主義が厳密に守られている。そして、制裁とは、刑である罰金及び拘禁並びに条件付判決、保護観察及び特別保護への委託をいうとされている。死刑は1921年に廃止され、統治組織法に「死刑はあつてはならない」と規定されている。

制裁の種類は下記の通りである。

1. 拘禁・これには終身拘禁と有期拘禁(14日以上18年以下)とがある。その執行は施設の内及び外で行われるが、スウェーデンに特殊なものとして電氣的統制を伴う強化観察があり、矯正保護局のサーバーに接続している足輪を付して行動の統制がなされる。また、少年の場合には刑務所でなく、閉鎖的青少年保護という名称で「12条ホーム」(日本の少年院又は児童自立支援施設にあたる)に収容する。
2. 罰金・これには標準化罰金、定額罰金、日数罰金の3種がある。標準化罰金は特別な計算根拠による罰金(数は少ない)、定額罰金(金額が一定している罰金で軽い罪に用いられる)、日数罰金(日数と日額により定まる罰金で、例えば日額60クローネを日数10日として600クローネの罰金を科す。これが通常の罰金)。罰金の賦課形式には判決による判決罰金、検察官の科す略式命令、そして警察官の科す秩序罰の三つがある。
3. 条件付判決・罰金も拘禁も言渡さないで、刑の宣告を猶予するものである。猶予期間を定め

て言い渡す。これには、社会奉仕命令(一定の無償の奉仕労働を命じる)を併科するか、日数罰金を併科することができる。

4. 保護観察・保護司による監督を一定期間受けさせるものである。確定を待たずに執行される。社会奉仕命令の併科、日数罰金の併科が認められる。一定の条件の下で短期の拘禁(施設収容のみ)の併科も可能である。この他に、保護観察の特殊な形態として契約治療保護という処遇方法があり、本人の同意を前提に薬物乱用者の場合薬物を絶つための特別処遇を行う。同様に妻に対する暴力(DV)の場合にその防止のための処遇を行う。
5. 特別保護への委託・これには下記の三種がある。
 - A. 少年の特別保護・上述した閉鎖的青少年保護のほかに、社会奉仕命令の少年版である少年奉仕命令及び社会福祉の領域での処遇を受けさせるために社会福祉委員会への送致の三種がある。なお、スウェーデンには家庭裁判所に対応する裁判所は存在しない。
 - B. 薬物乱用者保護・薬物乱用者を社会福祉の領域での処遇を受けさせるために専用の施設にその処遇を委託する。委託を受けるのは国営施設庁の管理する処遇施設である。
 - C. 法精神医学的保護・精神障害犯罪者専用の病院に送致する処分である。これには、再犯の可能性の大きい者に対する、退院許可を医師でなく州裁判所が行うものと、退院許可を医師が行うものの二種がある。スウェーデン

には刑事責任能力制度がないので、精神障害犯罪者について心身喪失による無罪の判決はない。

6. 検察官による起訴放棄・制裁ではないが、重要な処分として検察官による公訴の放棄が一定の場合に認められている。少年の場合には少年法律違反者に対する特別規定により、成人の場合には訴訟手続法(スウェーデンには民事訴訟法と刑事訴訟法との区別がない)の規定により、それぞれ放棄できる場合が法定されている。

二、刑罰を含む制裁の選択及び量刑はどのような

基準で行われるか。

スウェーデンでは量刑法定主義というべきものが行われており、刑法に制裁の選択と量刑に関する特別な規定群が存在する。制裁の選択では、拘禁の回避が最も重要な目標で拘禁は最後の手段として位置づけられる。制裁は、すべての被告人に用いることができるので、犯罪者の社会復帰を目的に一で述べた多様な制裁が活用される。刑法には、刑の加重、減軽の事由が個別的に列挙されているほか、特に衡平的事由がこれも個別的に規定されている。これらは、わが国の裁判員制度の量刑実務上非常に参考になる。

★ 3月11日の東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

〔新刊案内〕

『なかなおり』猫の言葉社 2011年

ヘルヤ・リウッコ=スンドストロム 文 稲垣美晴 訳

〔催し物〕

- 講演会「スウェーデンの政治・政治家と日本の違い」

日時：4月21日 18:00～20:00

場所：スウェーデン大使館オーディトリウム

問合せ：03-5661-6035

- 「スティアン・ホルの世界」

＜ノルウェーの絵本作家＞

日時：4月23日 10:00～12:00

場所：小金井市前原暫定集会所C会議室

問合せ：042-381-0131

- 「第10回子どもの福祉用具展」

キッズ フェスタ アンダー18

日時：4月23日 24日

場所：東京流通センター第一展示場

問合せ：03-5207-6493

【次回例会案内】5月例会

講演：「蛹(さなぎ)の中で - リトアニアで暮らす日々」

"Being in a chrysalis - Life in Lithuania"

講師：塩谷賢作氏(写真家、UAB Studio Aika, Vilnius 代表)

日時：5月6日(金) 19:00～21:00

場所：京橋プラザ区民館(中央区銀座1-25-3)

会費：1000円 学生500円(正会員は無料)

*例会に先立ち18:30より総会を行ないます。
